

令和2年6月15日

平成31年度／令和元年度 事業報告書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

社会福祉法人おおくま福寿会

1. 重点目標の実施状況

(1) 法人の体制構築

1) 組織体制

・平成29年4月からの改正福祉法により、組織のガバナンスの強化が求められ、経営の知見者、介護事業所の経営力や指導力を備えた有資格者等の確保が必要であることから、令和元年6月からの役員（理事・監事）体制においては、法人の現状や地域特性を認識し、必要な知見（熟知）を有する人材を選任しました。

・また、新たに本部職員1名を令和2年2月に採用し、労務管理、会計処理、理事会・評議員会運営等の本部業務を段階的に引き継ぐ計画となっています。

2) 職員確保

①職員の状況

□平成31年4月1日時点

本部：2名（施設長1名、総務管理課1名）

↓

□平成31年度及び令和元年度期中

入職：8名

退職：1名

↓

□令和2年4月1日時点

本部：2名（本部職員）

GH：10名（令和2年4月1日入職3名を含む）

※平成31年10月から、令和2年4月に、GHを開所するために、新規人材の採用活動を行ってまいりました。結果、令和2月1日付に本部職員1名、介護職5名、3月1日付に介護職2名を採用できました。

②就業規則／給与規則の改定

i. 令和元年度 第6回臨時理事会

令和元年9月5日（水）開催

議案第38号-1 給与規則 新旧対照表

ii. 令和元年度 第10回臨時理事会

令和2年3月12日（木）開催

議案第38号-1 就業規則 新旧対照表（有給休暇）

議案第39号-1 給与規則改定 おおくま新旧対照表

令和2年6月15日

i. 令和元年度 第6回臨時理事会
■議案第38号-1 給与規則 新旧対照表

別紙 給与規則の改定 新旧対照表

旧: 変更前(現行)	新: 変更(案)変更箇所は下線のとおり
(給与の種類) 第2条 職員に支給する給与は、次のとおりとする。 (1) 給料 (2) 資格手当 (3) 特殊技能手当 (4) 扶養手当 (5) 住居手当 (6) 通勤手当 (7) 時間外手当 (8) 休日給 (9) 夜勤手当 (10) 宿日直手当 (11) 期末手当 (12) 勤勉手当 (13) 管理職手当 (14) 係長及び主任等手当 (15) 処遇改善手当 (16) 寒冷地手当 (17) 特殊勤務地手当	(給与の種類) 第2条 職員に支給する給与は、次のとおりとする。 (1) 給料 (2) 資格手当 (3) 特殊技能手当 (4) 扶養手当 (5) 住居手当 (6) 通勤手当 (7) 時間外手当 (8) 休日給 (9) 夜勤手当 (10) 宿日直手当 (11) 期末手当 (12) 勤勉手当 (13) 管理職手当 (14) 係長及び主任等手当 (15) 処遇改善手当 (16) 寒冷地手当 (17) 特殊勤務地手当 (18) 職務手当 (19) 単身赴任手当 (20) 資格取得支援金
	(単身赴任手当) 第29条 施設等を異にする異動又は在勤する施設等の移転に伴い、 <u>住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、</u> <u>同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異</u> <u>動又は施設等の移転の直前の住居から当該異動又は施設等の</u> <u>移転の直後に在勤する施設等へ勤務する距離が60Km以上離</u> <u>れている、もしくはこれに相当する程度に通勤が困難である</u> <u>と認められる職員のうち、単身で生活することを常況とする</u> <u>職員には、単身赴任手当を支給する。</u> 2 手当の支給額は月額30,000円とする。 3 新規採用者のうち、同居していた配偶者と別居することとな った職員で、直前の住居から在勤する施設等へ勤務する距離が 60Km以上離れている、もしくはこれに相当する程度に通勤が 困難であると認められる職員のうち、単身で生活することを常 況とする職員には、単身赴任手当を支給する。 4 前項の職員に対する手当は、令和2年2月から令和7年8月 までの期間、大船町に勤務する職員を対象とした期間限定の手 当とする。 <u>5を削除 ただし、同様の手当を他の補助金で受領する場合はその額</u> <u>を差し引いた額を支給する。</u>
	第3章 待遇 (資格取得支援金) 第30条 職務に係る受験のために欠勤、遅刻、早退、外出をする場合 の勤怠及び給与の扱いは、1資格1受験に限り勤務扱いとし、 受験費用、旅費は全額法人が負担する。 2 法人が別表第8の資格を取得したことを確認した場合は、 祝い金を別表8の通り支給する。 3を削除 ただし、同様の支援金を他の補助金で受領する場合はその額 を差し引いた額を支給する。
	附則 この規定は令和1年9月5日から施行する。 2 法人事業再開に伴う特別措置 (1) 新たに居住手当を設ける。 (2) 居住手当は、住居手当並びに通勤手当として一律月額107,000円 を支給する。 (3) 居住手当は、令和2年2月より令和7年8月までの期間におい て、大船町の事業所に勤務する職員に適用されるものとする。

ii. 令和元年度 第10回臨時理事会
■議案第38号-1 就業規則 新旧対照表 (有給休暇)

旧: 変更前(現行)		新: 変更(案)
(年次有給休暇) 職員には、半年間継続勤務し、その全労働日の8割以上出勤した者に対して、次の年次有給休暇を与える。ただし、継続半年未満の者については、別表第1の日数とする。 (1) 就業後、最初の暦年1月1日 11日 (2) 継続1年以上2年未満の暦年1月1日 12日 (3) 継続2年以上の暦年1月1日以降継続し暦年を超過するごとに2日を加算 (4) 継続6年以上の暦年1月1日以降 20日 2 前項の年次有給休暇は、1日単位に与える。ただし、施設長が必要と認めたとときは、半日又は時間単位に与えることができるものとする。 3 前項の年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ施設長に届出るものとする。ただし、施設長は、業務に支障があると認めるときは、休暇の時間を変更し、他の時期に与えることができる。		(年次有給休暇) 職員には、半年間継続勤務し、その全労働日の8割以上出勤した者に対して、<u>10日間の年次有給休暇を与える。半年間継続勤務後の有給休暇付与については、下記の(1)～(4)の日数とする。</u> (1) 半年間継続勤務後、最初の暦年1月1日 11日 (2) 継続1年以上2年未満の暦年1月1日 12日 (3) 継続2年以上の暦年1月1日以降継続し暦年を超過するごとに2日を加算 (4) 継続6年以上の暦年1月1日以降 20日 2 前項の年次有給休暇は、<u>時間単位で取得することとする。</u> 3 前項の年次有給休暇を<u>取得するとき</u>は、<u>あらかじめ施設長に届出るものとする。</u>ただし、施設長は、業務に支障があると認めるときは、<u>休暇の時期、時間を変更することとする。</u>
別表第1 (第31条関係)		別表なし
継続1年未満の有給休暇の日数		
採 用 の 月		
有 給 休 暇 日 数		
1月から6月までの間に採用された者		
7月から12月までの間に採用された者		

■議案第39号-1 給与規則改定 おおくま新旧対照表
給与規則 別表第3 新旧対照表

旧: 変更前(現行)		新: 変更(案)変更箇所は下線のとおり	
別表第3(14条から第24条関係) 各種手当支給基準表		別表第3(14条から第24条関係) 各種手当支給基準表	
区 分	算定基準等説明	区 分	算定基準等説明
1. 資格手当 (第14条関係) ※右欄(1)～(7)の資格手当については、その有益性を考慮し重複支給する。 ただし、(8)及び(9)は介護福祉の基礎的資格であるため、重複しては支給しない。	介護支援専門員資格を有する者には月額16,000円。 社会福祉士資格を有する者には月額16,000円。 (3) 管理栄養士資格を有する者には月額10,000円。 (4) 看護師資格を有する者には月額10,000円。 (5) 准看護師資格を有する者には月額5,000円。 (6) 介護福祉士資格を有する者には月額5,000円。 (7) あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師を有する者には月額5,000円。 (8) 社会福祉主事資格を有する者には月額3,500円。 (9) ヘルパー1級(2級含む)を有する者には月額2,000円。	1. 資格手当 (第14条関係) ※右欄(1)～(7)の資格手当については、その有益性を考慮し重複支給する。 ただし、(8)及び(9)は介護福祉の基礎的資格であるため、重複しては支給しない。	介護支援専門員資格を有する者には月額16,000円。 社会福祉士資格を有する者には月額16,000円。 (3) 管理栄養士資格を有する者には月額10,000円。 (4) 看護師資格を有する者には月額10,000円。 (5) 准看護師資格を有する者には月額5,000円。 (6) 介護福祉士資格を有する者には月額5,000円。 (7) あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師を有する者には月額5,000円。 (8) 社会福祉主事資格を有する者には月額3,500円。 (9) ヘルパー1級(2級含む)を有する者には月額2,000円。 <u>(10) 実習生研修を修了した者には月額5,000円。</u> <u>(11) 管理実習修了した者には月額5,000円。</u>

旧: 変更前(現行)		新: 変更(案)変更箇所は下線のとおり	
別表第7 職務手当(第28条関係)		別表第7 職務手当(第28条関係)	
手当の支給対象	手当の支給金額(月額)	手当の支給対象	手当の支給金額(月額)
管理者	21,000円	管理者	<u>16,000円</u>
計画作成担当者	16,000円	介護支援専門員	<u>11,000円</u>
介護職員	11,000円	介護リーダー	<u>2,000円</u>
職務が重複する場合は上位の手当のみとする		計画作成担当者	<u>3,000円</u>
		介護職員	11,000円
		<u>職務が重複した場合は、重複して手当を支給する</u>	

令和2年6月15日

給与規則 新旧対照表(別表第3)

旧:変更前(現行)		新:変更(案) 変更箇所は下線のとおり	
区 分	算定基準等説明	区 分	算定基準等説明
11. 管理職手当 (第23条関係)	(1)施設長(級別格付基準表7級)~給料月額31,500円 (2)次 長(級別格付基準表6級)~給料月額23,500円 (3)課 長(級別格付基準表5級)~給料月額15,750円	11. 役職手当 (第23条関係)	施設 (1)施設長 特養(級別格付基準表6級) ~給料月額31,500円 グループホーム/小規模多機能(級別格付基準表4~5級) ~給料月額15,750円 (2)主 任 特養(級別格付基準表2~3級)~給料月額5,000円 本部 (3)次 長 本部(級別格付基準表5級)~給料月額23,500円 (4)課 長 本部(級別格付基準表4級)~給料月額15,750円 (5)係 長 本部(級別格付基準表3級)~給料月額8,000円
12. 係長及び主任等手当 (第24条関係)	(1)係 長~月額8,000円 (2)主 任~月額5,000円 (3)副主任~月額3,000円 (4)一般上級リーダー~月額2,000円		

別表第3 (第14条から第24条関係)

		職位	GH, 小規模	特養	本部
役職手当	施設	施設長	15,750円	31,500円	
		主任		5,000円	
	本部	次長			23,500円
		課長			15,750円
		係長			8,000円

別表第4 (第12条関係)

おおくま福寿会級別格付基準表

	初任		初級管理職		中級管理職	
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
施設長	特養					
	グループホーム					
	小規模多機能					
主任	特養					
次長	本部					
課長	本部					
係長	本部					

令和2年6月15日

3) 事業所移転

・平成30年7月1日に会津仮設事業所を閉鎖し、いわき事務所へ本部事務所を移転しました。これに伴い、事業所の資産処分について、一部事務機はリサイクルセンターを活用し無償にて処分を行いました。書庫、車両は、引き続き、いわき出張所にて使用することとしました。併せて、大熊町での事業再開のため、令和2年4月以降に法人本部を大熊町へ移転することとしました。

4) 資産管理

・令和元年11月14日開催/第7回臨時理事会

環境省の中間貯蔵施設整備事業に伴う補償対象物件及び補償内容について、環境省福島地方環境事務所の担当者より「土地代金及び物件移転補償金額」の提示があり、補償内訳の金額の算定根拠等について、またこの補償額については、課税対象となる可能性があるとの説明があった。この説明内容について、全会一致にて、承認されました。

・令和2年1月23日開催/第9回臨時理事会

当該施設の建設時に関連の四団体より受理した補助金について、有償の場合は返還が生じる可能性があるとのこと。これに関し、下記が議論されました。

1. 基本財産の処分について
2. 補助金支払い団体への財産処分申請について
3. 中間貯蔵施設整備事業に伴う補償の承認について

・補償金額について

環境省からの提示通り契約を行い、支払いは令和2年4月以降となり、令和2年度中に補正をする予定です。

・資産処分について

補助金団体に返還金が生じる場合には、資産処分を行うことで、承認されました。現在、各補助団体とは調整中です。

令和2年6月15日

(2) 新規グループホームの開設と運営

・平成32年4月に開設計画をしている大熊町の公設民営によるグループホームの運営法人として事業再開を目指すこととしました。

・その後、平成31年4月24日開催の平成31年度第1回臨時理事会と令和元年5月17日開催の第2回臨時理事会において、大熊町の復興事業に係る関連団体である、伸こう会株式会社と基本協定を結び、再開に向けての組織体制の確立を図ることを決議しました。

・令和2年4月に開設するため、令和元年12月10日に大熊町より指定管理者の選定を受け、認知症対応型共同生活介護事業所として、指定変更届及び事業再開届を大熊町保健福祉課へ提出しました。

・令和2年4月1日時点では、1ユニットを開所し、法令基準に基づき以下の人員を配置しています。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ①管理者 | : 1名 |
| ②計画作成担当者（介護支援専門員） | : 1名 |
| ③介護職員 | : 9名（5名以上必置） |

・令和4月13日に予定された開所式は感染症予防対策のため中止となりましたが、福祉関連施設の運営は開始しました。

4月23日に2名がご入居。他7名の方は入居判定会議が完了しています。

令和2年6月15日

グループホーム開設に関する報告事項	
■指定管理者選定	
令和元年11月19日	選定通知
令和元年12月3日	書類審査
令和元年12月9日	提案説明審査（プレゼン）
令和元年12月10日	選定結果の通知
■指定申請関係	
令和2年3月3日	指定変更届出書提出
令和2年3月12日	事業再開届出書提出
■研修関係	
令和2年2月3日～ 令和2年2月28日	2月入職職員6名、神奈川県にて研修実施 （座学研修及び施設研修）
令和2年4月7日・8日	3月、4月入職職員5名、現地にて研修実施
令和2年2月～3月	認知症介護実践者研修 3名受講
■入居関係	
令和2年4月23日	2名入居（他7名の入居判定会議完了）
■医療関係	
協力医療機関	福島県ふたば医療センター附属病院
協力歯科医院	豊嶋歯科医院
医療連携	福島県ふたば医療センター附属病院 （2020年5月より開始）
■行事関係	
令和2年4月13日	福祉関連施設の運営が開始

2. その他事項の実施経過等

(1) 会津仮設事務所拠点区分について

1) 会津仮設事務所拠点区分デイサービス区分について

- ・事業休止中のため活動はありませんでした。

2) 会津仮設事務所拠点区分グループホームサービス区分について

- ・事業休止中のため活動はありませんでしたが、平成31年度（令和元年度）当初は、大熊町での事業の再開に向けた職員確保等を行うため、予算を立てておりました。

- ・これを、令和元年6月11日の第3回理事会において、
会津仮設事業所拠点区分グループホームサービス区分の予算を
サンライトおおくま拠点グループホームサービス区分の予算へ振り替えました。

(2) サンライトおおくま拠点区分について

1) サンライトおおくま拠点区分法人本部サービス区分について

- ・法人本部サービス区分の収支予算は、
収入は定期預金の利息で、支出は法人本部職員の人件費、伸こう株式会社への委託料等です。

2) サンライトおおくま拠点区分グループホームサービス区分について

- ・事業休止中のため活動はありませんでしたが、上記【2. - (1) - 2)】に既述の通り、令和元年6月11日の第3回理事会において、
会津仮設事業所拠点グループホームサービス区分の予算を
サンライトおおくま拠点グループホームサービス区分の予算へ振り替えました。
- ・令和2年2月以降、新規グループホーム「おおくまもみの木苑」に関する費用が発生しました。これらは、サンライトおおくま拠点グループホームサービス区分で処理をしています。
介護報酬収入が無かったため、サンライトおおくま拠点法人本部サービス区分より全額繰り入れを行いました。
- ・令和2年度からは、サンライトおおくま拠点グループホームサービス区分とは別に、
おおくまもみの木苑拠点グループホームサービス区分をつくり予算作成を行っています。

予算不足分はおおくまもみの木苑拠点法人本部サービス区分より、
おおくまもみの木苑拠点グループホームサービス区分に繰入をします。

そのほか、いわき事務所の一部機能は存続することから、
これに関する経費は、おおくまもみの木苑拠点法人本部サービス区分で予算計上しています。

令和2年6月15日

3) サンライトおおくま拠点・特別養護老人ホーム

- ・事業休止中ですが、令和元年6月までは、会計事務所への業務委託費、システム会社への保守料、ソフトリースによる賃借料等の費用が発生していました。
- 7月以降はサンライトおおくま拠点・法人本部サービス区分へ経理を移行して、処理をしました。

4) サンライトおおくま拠点・デイサービスセンターの状況

- ・事業休止中のため活動はありませんでした。

3. 法人のガバナンス状況

(1) 理事会の開催状況

回数	期日及び場所	提案議案等の概要	備考
1	第1回臨時理事会 平成31年4月24日 会津若松ワシントンホテル会議室	報告事項 報告第1号 平成31年度社会福祉法人おおくま福寿会事業計画(案)の一部修正について 議事 議案第1号 大熊町における再開事業の方向付けについて 議案第2号 平成31年度おおくま福寿会予算の組換え(案)について	原案通り承認 原案通り可決 原案通り可決
2	第2回臨時理事会 令和元年5月17日 大熊町役場中通り連絡事務所 会議室	議事 議案第3号 大熊町における再開事業に係る基本協定の締結(案)について	原案通り可決
3	第3回理事会 令和元年6月11日 大熊町役場中通り連絡所	報告事項 報告第2号 業務委託に係る基本協定書の締結について 報告第3号 平成30年度事業結果及び決算に係る監査会について 報告第4号 法人本部事務所の移転について 議事 議案第4号 平成30年度社会福祉法人おおくま福寿会事業報告について 議案第5号 平成30年度サンライトおおくま拠点区分法人本部サービス区分決算報告について 議案第6号 平成30年度サンライトおおくま拠点区分特別養護老人ホームサービス区分決算報告について 議案第7号 平成30年度サンライトおおくま拠点区分デイサービスサービス区分決算報告について 議案第8号 平成30年度サンライトおおくま拠点区分グループホームサービス区分決算報告について 議案第9号 平成30年度会津仮設事業所拠点区分デイサービスサービス区分決算報告について 議案第10号 平成30年度会津仮設事業所拠点区分グループホームサービス区分決算報告について 議案第11号 平成30年度社会福祉法人おおくま福寿会会計決算書類について 議案第12号 社会福祉法人おおくま福寿会の福祉充実計画	原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決

		の策定(案)について 議案第13号 平成31年度サンライトおおくま拠点区分法人本部サービス区分補正予算第1号(案)について 議案第14号 平成31年度サンライトおおくま拠点区分特別養護老人ホームサービス区分補正予算第1号(案)について 議案第15号 平成31年度サンライトおおくま拠点区分グループホームサービス区分補正予算第1号(案)について 議案第16号 平成31年度会津仮設事業所拠点区分グループホームサービス区分補正予算第1号(案)について 議案第17号 社会福祉法人おおくま福寿会理事の推薦について 議案第18号 社会福祉法人おおくま福寿会監事の推薦について 議案第19号 令和元年度社会福祉法人おおくま福寿会定時評議員会の開催(案)について	原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決
4	第4回臨時理事会 令和元年6月25日 大熊町役場中通り 連絡所 第3会議室	議事 議案第20号 社会福祉法人おおくま福寿会理事長の選任について	理事互選により 石田理事を選任
5	第5回臨時理事会 令和元年8月21日 大熊町役場いわき 出張所第1会議室	議事 議案第21号 社会福祉法人おおくま福寿会給与規則の改定について	一部修正し継続 審議
6	第6回臨時理事会 令和元年9月5日 大熊町役場いわき 出張所2階相談室	議題 議案第22号 社会福祉法人おおくま福寿会給与規則改定について	原案通り可決
7	第7回臨時理事会 令和元年11月22日 大熊町役場いわき 出張所第1会議室	報告事項 報告第5号 環境省の中間貯蔵施設整備事業に伴う補償対象物件及び補償内容に係る説明について 議事 議案第23号 高齢者グループホーム（認知症対応型共同生	原案通り承認 原案通り可決

		活介護）事業の再開について 議案第24号 大熊町認知症高齢者グループホームの指定管理者制度への応募について 議案第25号 令和元年度サンライトおおくま拠点区分法人本部サービス区分補正予算第2号（案）について	原案通り可決 原案通り可決
8	第8回臨時理事会 令和元年11月29日 大熊町役場いわき出張所 相談室	議事 議案第26号 社会福祉法人おおくま福寿会 第2回臨時評議員会の開催について	原案通り可決
9	第9回臨時理事会 令和2年1月23日 大熊町役場いわき出張所第1会議室	報告事項 報告 第6号 令和元年度第2回臨時評議員会の開催結果について 報告 第7号 大熊町認知症高齢者グループホームの指定管理者制度への応募結果について 議事 議案第27号 大熊町認知症高齢者グループホームの指定管理に関する基本協定の締結について 議案第28号 基本財産の処分について 議案第29号 補助金支払団体への財産処分申請について 議案第30号 中間貯蔵施設整備事業に伴う補償の承認について 議案第31号 令和元年度サンライトおおくま拠点区分法人本部サービス区分補正予算第3号（案）について 議案第32号 令和元年度サンライトおおくま拠点区分グループホームサービス区分補正予算第2号（案）について 議案第33号 令和元年度第3回臨時評議員会の開催について	原案通り承認 原案通り承認 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決
10	第10回臨時理事会 令和2年3月12日 大熊町役場大会議室	報告事項 報告 第8号 法人職員の異動（新規採用）について 議事 議案第34号 令和元年度サンライトおおくま拠点区分法人本部サービス区分補正予算第4号（案）について 議案第35号 令和元年度サンライトおおくまグループホームサービス区分補正予算第3号（案）について 議案第36号 社会福祉法人おおくま福寿会経理規程の改定について 議案第37号 社会福祉法人おおくま福寿会就業規則の改定について 議案第38号 社会福祉法人おおくま福寿会給与規程の改定について 議案第39号 大熊町認知症高齢者グループホーム指定管理令和2年度協定の締結について	原案通り承認 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決

		議案第40号 グループホーム おおくまもみの木苑 運営規程の制定について	原案通り可決
		議案第41号 令和2年度社会福祉法人おおくま福寿会事業計画(案)について	原案通り可決
		議案第42号 令和2年度社会福祉法人おおくま福寿会予算計画(案)について	原案通り可決
		議案第43号 グループホームおおくまもみの木苑管理者任免について	原案通り可決
		議案第44号 令和元年度第4回臨時評議員会の開催について	原案通り可決

(2) 評議員会の開催状況

回数	期日及び場所	提案議案等の概要	備考
1	第1回臨時評議員会 令和元年5月17日 大熊町役場中通連絡事務所	報告事項 報告第1号 平成31年度おおくま福寿会予算の組換えについて 議事 議案第1号 大熊町における再開事業の方向付けについて	原案通り承認
2	令和元年度定時評議員会 令和元年6月25日 大熊町役場中通り連絡所	報告事項 報告第2号 業務委託に係る基本協定書の締結について 報告第3号 平成30年度事業結果及び決算に係る監査会について 報告第4号 法人本部事務所の移転予定について 報告第5号 平成31年度サンライトおおくま拠点区分法人本部サービス区分補正予算第1号について 報告第6号 平成31年度サンライトおおくま拠点区分特別養護老人ホームサービス区分補正予算第1号について 報告第7号 平成31年度サンライトおおくま拠点区分グループホームサービス区分補正予算第1号について 報告第8号 平成31年度会津仮設事業所拠点区分グループホームサービス区分補正予算第1号について 議事 議案第2号 平成30年度 社会福祉法人おおくま福寿会事業報告について 議案第3号 平成30年度サンライトおおくま拠点区分法人本部サービス区分決算報告について 議案第4号 平成30年度サンライトおおくま拠点区分特別養護老人ホームサービス区分決算報告について 議案第5号 平成30年度サンライトおおくま拠点区分デ	原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決

		イサービスサービス区分決算報告について	
議案第 6 号	平成 30 年度サンライトおおくま拠点区分グループホームサービス区分決算報告について		原案通り可決
議案第 7 号	平成 30 年度会津仮設事業所拠点区分デイサービスサービス区分決算報告について		原案通り可決
議案第 8 号	平成 30 年度会津仮設事業所拠点区分グループホームサービス区分決算報告について		原案通り可決
議案第 9 号	平成 30 年度社会福祉法人おおくま福寿会会計決算書類について		原案通り可決
議案第 10 号	社会福祉法人おおくま福寿会の福祉充実計画の策定(案)について		原案通り可決
議案第 11 号	社会福祉法人おおくま福寿会次期理事候補者の石田仁氏の選任について (※理事の選任は、候補者 1 名毎に議案として決議します。定数 6 名、理事候補者 1 人目)		原案通り可決
議案第 12 号	社会福祉法人おおくま福寿会次期理事候補者の渡部正勝氏の選任について (※定数 6 名、理事候補者 2 人目)		原案通り可決
議案第 13 号	社会福祉法人おおくま福寿会次期理事候補者の佐々木正重氏の選任について (※定数 6 名、理事候補者 3 人目)		原案通り可決
議案第 14 号	社会福祉法人おおくま福寿会次期理事候補者の阿部光國氏の選任について (※定数 6 名、理事候補者 4 人目)		原案通り可決
議案第 15 号	社会福祉法人おおくま福寿会次期理事候補者の幾橋功氏の選任について (※定数 6 名、理事候補者 5 人目)		原案通り可決
議案第 16 号	社会福祉法人おおくま福寿会次期理事候補者の泉順子氏の選任について (※定数 6 名、理事候補者 6 人目)		原案通り可決
議案第 17 号	社会福祉法人おおくま福寿会次期監事候補者の池田義明氏の選任) について		原案通り可決

		(※監事の選任は、候補者1名毎に議案として 決議します。定数2名中1人目) 議案第18号 社会福祉法人おおくま福寿会次期監事候補者の 門馬一夫氏の選任について(※定数2名中 2人目)	原案通り可決
3	第2回臨時評議員 令和元年12月5日 大熊町役場いわき 出張所2階 多目的 ホール	報告事項 報告第9号 環境省の中間貯蔵施設整備事業に伴う補償対 象物件及び補償内容について 報告第10号 社会福祉法人おおくま福寿会給与規則の改定 について 議事 議案第19号 高齢者グループホーム(認知症対応型共同 生活介護)事業の再開について 議案第20号 大熊町認知症高齢者グループホームの指定管 理者制度への応募について 議案第21号 令和元年度サンライトおおくま拠点区分法人 本部サービス区分補正予算第2号(案)につ いて	原案通り承認 原案通り承認 原案通り議決 原案通り議決 原案通り議決
4	第3回臨時評議員会 令和2年1月29日 大熊町役場いわき 出張所1階 小会議 室	報告事項 報告第11号 大熊町認知症高齢者グループホームの指定管 理に関する基本協定の締結について 議事 議案第22号 基本財産の処分について 議案第23号 補助金支払団体への財産処分申請について 議案第24号 中間貯蔵施設整備事業に伴う補償の承認につ いて 議案第25号 令和元年度サンライトおおくま拠点区分法人 本部サービス区分補正予算第3号(案)につ いて 議案第26号 令和元年度サンライトおおくま拠点区分グル ープホームサービス区分補正予算第2号 (案)について	原案通り承認 原案通り議決 原案通り議決 原案通り議決 原案通り議決 原案通り議決
5	第4回臨時評議員会 令和2年3月24日 大熊町役場 中通り 連絡事務所1階 小 会議室	報告事項 報告第12号 法人職員の異動(新規採用)について 報告第13号 社会福祉法人おおくま福寿会 経理規程の改 定について 報告第14号 社会福祉法人おおくま福寿会 就業規則の改 定について 報告第15号 社会福祉法人おおくま福寿会 給与規程の改 定について 報告第16号 大熊町認知症高齢者グループホーム指定管理 令和2年度協定の締結について 報告第17号 グループホームおおくまもみの木苑運営規程 の制定について	原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認 原案通り承認

		報告第18号 グループホームおおくまもみの木苑管理者任免について	原案通り承認
		議事	
		議案第27号 令和元年度サンライトおおくま拠点区分法人本部サービス区分補正予算第4号(案)について	原案通り議決
		議案第28号 令和元年度サンライトおおくま拠点区分グループホームサービス区分補正予算第3号(案)について	原案通り議決
		議案第29号 令和2年度社会福祉法人おおくま福寿会事業計画(案)について	原案通り議決
		議案第30号 令和2年度社会福祉法人おおくま福寿会予算計画(案)について	原案通り議決

(3) 法人監事による平成30年度法人監査

- ・日時：令和元年6月4日 午前10時30分より～午後3時30分
- ・場所：社会福祉法人おおくま福寿会法人本部事務所
会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合125-63 天野ビル1階
- ・出席者：武内俊一郎監事（法人業務全般）
池田義明監事（法人経理全般）
- ・対応者：石田仁理事長及び以下の職員
 - ・佐々木正重施設長（統括会計責任者）
 - ・中村孝子総務課主任（出納員）
- ・結果：平成30年度社会福祉法人おおくま福寿会会計決算書類に添付した監査報告書のとおり。指摘事項無し。口頭指導3件

※口頭指導内容

1. 理事会や評議員会の議事録は速やかに作成し、保管してください。
→改善中。令和2年7月末に完了予定。
2. 東京電力株式会社からの賠償金の入金管理を精査し、管理してください。→実行済
3. 大熊町の復興拠点内に再開する当法人の組織体制づくりについて、令和元年6月1日に「伸こう株式会社」との基本協定が締結されておりますので、当法人が事業再開する令和2年4月までに組織体制を整えるよう努めてください。→実行済

(4) 法人役員等の研修

- ・改正福祉法に基づく令和元年度社会福祉法人監事研修への参加
- ・日時：令和元年10月7日（月）午後1時～4時
- ・場所：郡山市 ユラックス熱海
- ・参加者：門馬一夫監事

令和2年6月15日

(5) 届出事項関連

- ・令和元年6月26日付け 福島地方法務局へ資産総額変更登記申請
- ・令和元年11月5日付け 福島地方法務局へ役員（理事長6月25日重任）登記申請
- ・令和2年2月6日付け 福島県へ特別養護老人ホームサンライトおおくま並びにサンライトおおくまデイサービスセンターに係る財産処分承認申請。
→令和2年2月25日付けで処分承認
- ・令和2年3月3日付け 大熊町保健福祉課へ指定変更届出書を提出
- ・令和2年3月12日付け 大熊町保健福祉課へ事業再開届出書を提出

※今後の予定

- ・令和2年6月末 福島地方法務局へ 資産総額変更登記申請
- ・令和2年6月末 WAMへ 令和2年4月1日現在 現況報告書提出
- ・令和2年9月末 補助金処分申請

(6) その他事項

- ・法人ホームページの本部所在地等の修正を行いました。
- ・「平成31年4月1日現在 現況報告書」の提出が遅れたことについて、改善・対応をすべく、令和元年12月に、福島県と独立行政法人福祉医療機構に問い合わせを行いました。その際の方からいただいた内容は以下の通りです。

①独立行政法人福祉医療機構

- ・定款、役員名簿（公表用）、役員報酬規程はアップロードして対応してください。
→対応済み
- ・その他の対応は、今年度のシステムはすでに閉じているので、所管の福島県へ確認してください。

②福島県

- ・財務諸表について、今年度のシステムはすでに閉じているので、受領はできません。
- ・昨年度、つまり平成29年度報告分については、独立行政法人福祉医療機構ヘルプデスクから平成31年1月～2月頃に入力不備団体の照会があった。
しかし、今年度、つまり平成30年度分については、現時点では不明です。
照会があった場合は改めて連絡します。
財務諸表及び提出書類の準備は進めておいてください。
→結果、本年末（令和2年3月）までにご連絡はいただいております。